

# 指定障害者支援施設ほほえみ(生活介護) サービス料金について

2021年(令和3年)4月1日現在

## 1 介護給付費と利用者負担額

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料(介護給付費)が発生します。

利用者負担は、原則利用料の1割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

なお、実際のサービス料金のご利用日数に基づいた総単位数により算出されます。

以下に示す金額及び利用者負担額は目安としてお考え下さい。

### (1) 生活介護サービス費 《1単位あたりの単価(7級地)：10.18円》

#### ① 基本報酬

障害支援区分	単位	金額	利用者負担額	備考
1・2	453単位/日	4,611円/日	461円/日	
3	496単位/日	5,049円/日	504円/日	
4	562単位/日	5,721円/日	572円/日	
5	820単位/日	8,347円/日	834円/日	
6	1,108単位/日	11,279円/日	1,127円/日	

#### ② 加算

対応するサービスを実施した場合、基本報酬に加算させていただきます。

加算名	単位	金額	利用者負担額	備考
人員配置体制加算Ⅰ	212単位/日	2,158円/日	215円/日	
福祉専門職員配置等加算Ⅰ	15単位/日	152円/日	15円/日	
常勤看護職員等配置加算Ⅲ	33単位/日	335円/日	33円/日	
初期加算	30単位/日	305円/日	30円/日	利用開始から30日以内の期間
訪問支援加算加算(1H未満)	187単位/回	1,903円/回	190円/回	連続5日間利用がないときに訪問して相談援助した場合
訪問支援加算加算(1H以上)	280単位/回	2,850円/回	285円/回	月2回まで
欠席時対応加算	94単位/回	956円/回	95円/回	月4回まで
リハビリテーション加算1	48単位/日	488円/日	48円/日	頸髄損傷による四肢麻痺等の状態の者
リハビリテーション加算2	20単位/日	203円/日	20円/日	上記以外の者
利用者負担上限額管理加算	150単位/月	1,527円/月	152円/月	
食事提供体制加算	30単位/日	305円/日	30円/日	

加算名	単位	金額	利用者負担額	備考
送迎加算	21単位/日	213円/日	21円/日	
送迎加算(重度)	28単位/日	285円/日	28円/日	
福祉・介護職員処遇改善加算 I	所定単位数の 6.1%/回	総単位数× 10.18円/回	金額の1割	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	所定単位数の 1.7%/回	総単位数× 10.18円/回	金額の1割	

## 2 利用者負担額について

### (1) その他の費用について

#### ① 食事の提供に係る費用及び光熱水費

① 食費 : 1食あたり 720円				
<table border="1"> <tr> <td>食材費 昼食 (1食)</td> <td>385円</td> </tr> <tr> <td>給食管理費</td> <td>335円</td> </tr> </table>	食材費 昼食 (1食)	385円	給食管理費	335円
食材費 昼食 (1食)	385円			
給食管理費	335円			
<p>ただし、負担軽減調整として、食事提供体制加算（令和5年度までの経過措置）が対象となる方については、給食管理費相当額を当事業所で負担いたします。</p> <p>また、サービス利用中における食事のキャンセルについては10時までに連絡願います。所定の時間を過ぎてのキャンセルについては、実費を負担いただきます。</p>				

#### ② 個人を対象とした日常生活等に係る費用等

<p>① 理美容代 : 実費負担</p> <p>利用者の希望により理美容師の出張による理髪サービスを利用した場合の費用となります。なお、理髪サービスの利用は月に1回となります。</p>
<p>② 保険衛生費 : 実費負担</p> <p>利用者の希望により実施する、インフルエンザ等の各種予防接種に係る費用となります。</p>
<p>③ レクリエーションに係る実費 : 実費負担</p> <p>利用者の希望により参加するレクリエーションや外出等の行事や余暇活動に要する食費や材料費及びご自身の交通費等となります。</p>
<p>④ 創作活動に係る材料費の実費 : 実費負担</p> <p>創作活動及びクラブ活動を行う上で係る材料費等の費用で、利用者に負担して頂くことが適当であるものに係る費用となります。</p>
<p>⑤ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの : 実費負担</p> <p>上記①～④以外で通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担して頂くことが適当であるものに係る費用となります。</p>

### ③ 特別なサービス利用に係る費用

#### ① 協力医療機関以外への通院

又は緊急時及び希望による職員同行通院 : 実費負担(※)

協力医療機関以外への通院又は緊急時や希望により職員同行で通院する際に負担して頂く、職員の同行費用及び交通費となります。

#### ② 利用者の希望により実施する行事・個別外出 : 実費負担(※)

当事業所外において利用者の希望により実施する行事や個別外出の際に負担して頂く職員の同行費用、交通費等となります。

#### ※ 特別なサービス利用に係る費用の算出について

特別なサービスの利用料金は次の計算式で算出します。

$$(1) \text{職員同行経費} \div (2) \text{参加利用者人数}$$

#### (1) 職員同行経費

職員 1 人につき 2 時間まで 3,000 円

職員 1 人につき 2 時間を超える場合 30 分毎に 750 円

※ 但し、1 日あたりの職員同行経費は最大で 12,000 円とします。

#### (2) 参加利用者人数

複数の利用者で一緒の「特別なサービス」を利用する際は、参加利用者の頭割りで計算します。

なお、次の条件をすべて満たす場合に限り、当事業所が所有する車両を利用しての移動について利用料はかかりません。

(1) 通院または利用者の希望により実施する行事・個別外出であること

(2) 片道 10km までの移動距離であること

(3) 平日利用の場合、10 時から 14 時 30 分までの利用であること

### ④ 金銭等管理サービス

預り金管理及び支払管理 : 1 日あたり 25 円

利用者の希望により、長野市社会事業協会利用者預り金管理要綱の規程に基づく預り金管理等の金銭等管理サービスをご利用いただいた場合の費用となります。

### ⑤ その他事務処理費用

① サービス提供記録等のコピー代 : (白黒) 1 枚あたり 10 円  
(カラー) 1 枚あたり 20 円

② 証明書諸書類の発行代 : 1 部あたり 200 円

③ キャンセル料 : 食事の実費相当額

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。

⑥ 事業所、備品及び設備に損害を与えた場合の修繕費用

事業所の備品等に損害を与えた場合の修繕費用：実費負担

故意又は過失により事業所、備品及び設備に損害を与えたときに負担いただく修繕費用となります。